

答申第134号
令和4年6月27日
(諮問公第152号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、不開示とした情報のうち、「調査結果について」及び「名刺の写し」に記載されている氏名については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和2年10月28日付で、「鹿児島県土木部建築課計画指導係の○○様宛に、令和○年○月○日に提出した『行政手続法に基づく『処分等の求め』の申出書』に関する、職員が職務上作成し、又は取得した文書全て。ただし提出した同申出書と令和○年○月○日に提出した「○○の建築士法違反行為に対する懲戒処分の請求」文書と関連資料、及び鹿児島県土木部建築課長から送付された「県第○号令和○年○月○日行政手続法第36条の3第1項の規定に基づく申出書について（回答）」は除く。」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年11月9日建第260号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第2条の規定に基づき、令和3年1月31日付で審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分のうち、対象公文書「調査結果について」の「対応者氏名」、「名刺の写し」の「氏名」及び「建築士事務所立入指導調書」の「調査結果」についての処分を取り消し、開示するよう求めているものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 「調査結果について」の「対応者氏名」は、取締役（建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第1項）及び所長（建設業法施行令第3条の使用人）であり、いずれも九州地方整備局において「建設業許可申請等の一覧」として一般公開されている情報である。

すなわち、条例第7条第1号ただし書ア「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。

イ 不法行為が疑われる説明を行った〇〇の責任の所在を明らかにするために、対応した責任者である役員等の個人名を明らかにすることは、条例第7条第1号ただし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

ウ 「建築士事務所立入指導調書」の「調査結果」について、不開示理由「指導内容を開示することにより」とあるが、事実と異なる。本事案の「処分等の求め」で実施された調査による結果は「建築士法に関する法律違反は認められませんでした。」であり、指導は何ら実施されていない。

また、審査請求人が電話で調査内容を問い合わせた際も「何も違反もなかった」と返答された。こういった「存在しない指導内容」を開示することは不可能であり、理由として不適切である。

エ 「建築士事務所立入指導調書」の「調査結果」について、不開示理由「公正な事業運営を害するおそれ」も該当しない。調査対象の〇〇（被告）と請求人（原告）は現在係争中であるが、〇〇は対象公文書を訴訟で被告に有利な証拠として提出している。民事訴訟の記録は第三者にも公開されており、〇〇が自社に有利な調査結果であると考えている情報もあるから、「利益を害する」「蓋然性」は存在しない。

オ 「建築士事務所立入指導調書」の「調査結果」について、不開示理由「条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。」も誤りである。条例第7条第2号ただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

カ 開示請求書に記載してある「行政手続法に基づく『処分の求め』の申出書」に関して鹿児島県が行った事務所立入調査は疑義がある。

実施機関が国土交通省の見解とは異なる不適切な法の解釈・運用を実施している原因を検証するためにも、「調査結果」を開示させる必要がある。

不開示は法に反する法の解釈・運用を実態を隠蔽する目的であると疑念をもたれてても仕方のない対応であり、行政手続法（平成5年法律第88号）第1条第1項及び第36条の3に反しているのは明らかである。

キ 実施機関が開示した公文書に「別紙1」「別紙2」という記述がある。この「別紙1」「別紙2」は開示された公文書内には確認できないため、実施機関にはその理由の説明を求める。

また、この「別紙1」「別紙2」は開示請求の対象であるため、開示するよう求めれる。

ク 調査結果等の不開示処分について、行政庁の違法な法律運用の実態を調査するため「公益上の理由による裁量的開示」の必要性があるとして開示の判断をするよう求めている。

「立入を行った建築士事務所に対する指導内容は行政処分に該当するものではなく、公にされるものではないことから」とあるが、行政手続法では指導内容等の公開を禁じておらず、公益性（国民に対する情報提供）を検討した上での公開は可能であるから不開示理由として成立しない。

調査結果は申出人に通知する努力義務がある。審査請求人（申出人）には文書や電話で調査結果が伝えられたが、その判断に至る建築士法（昭和25年法律第202号）の解釈に疑義があった。なぜ実施機関がそういった不適切な法律運用を行っているのか国民が調査する必要があるため、「処分等の求め」に関する情報を公開せよと開示請求したものである。

ケ 「行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル（総務省行政管理局）」及び「Q & A 行政不服審査制度の解説（株式会社ぎょうせい）」に従った弁明書に修正し（「本件審査請求に影響を与える新たな事情」、「情報公開請求に対する審査基準の不備」及び「所在が不明な対象公文書」に関する事実認否），再提出するよう求める。

「公益上の理由による裁量的開示」の是非を審査会で判断するためには、審査請求書に記載してある実施機関による建築士法の違法な解釈・運用等、及び本件審査請求に影響を与える新たな事情（〇〇による不法行為認定の訴訟判決確定及び当該派遣に対する県の対応方針等）の事実認否が不可欠である。

しかし、弁明書では事実認否が一切行われていない。そればかりか、あたかも行政指導が実施されているかのような事実と反する主張になっており、審査請求書と全く噛み合っていない。弁明書の目的・主張が判然としないため争点も明確にならず、反論書を書く事は困難である。

コ 情報公開請求に対する審査基準の作成義務について、行政機関情報公開法に作成・公開の義務規定があり、鹿児島県の行政手続条例でも審査基準に関する条項（第5条）があるため、同様に情報公開請求に対する審査基準を定め、公にしておかなければならぬ。

しかし、実施機関はそれを公にしておらず、職員は審査基準を定めた文書の存在を把握していなかった。

このような条例で定められた審査基準に基づかない処分は行政手続法上の違法事由に該当するため、処分庁が行った公文書一部開示決定処分も取り消すべきである。

また、実施機関が作成する弁明書も審査基準の適用関係についても明示したうえで作成すべきである。

サ 一部開示決定通知書において、実施機関が示した不開示理由「鹿児島県個人情報公開条例」は、「鹿児島県情報公開条例」の誤りだと思われる。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

- ア 令和〇年〇月〇日行政手続法に基づく処分又は行政指導を求める申出書について
- イ 行政手続法第36条の3第1項の規定に基づく申出書について（回答）
- ウ 調査結果について（対象公文書ウ）
- エ 建築士事務所立入指導調書（対象公文書エ）
- オ 名刺の写し（対象公文書オ）
- カ 書類送付のご案内
- キ 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書
- ク 令和〇年〇月〇日行政手続法に基づく処分及び行政指導を求める申出書について（対象公文書ク）
- ケ 請求書概要

(2) 一部開示決定の理由

ア 対象公文書ウの「対応者氏名」及び対象公文書オの「氏名」については、本件処分において、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第1号に該当するため、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断した。

しかしながら、当該氏名については、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条及び建設業法第13条の規定により公にされていることが確認できたため、開示を予定している。

なお、対象公文書ウ中、下から7行目の2文字目については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第1号に該当するため、不開示とすべきところ、不開示処理を失念したものである。

イ 対象公文書エの「調査結果」については、建築士事務所が事業活動を行う上で、指導内容を開示することにより、各自の解釈で不適切な判断を招かれる等、法人等の公正な事業運営を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ウ 建築士事務所の立入は、建築士法第26条の2の規定に基づき、県内で営業している県知事登録を受けた建築士事務所に対して、図書や書類、帳簿等を検査するために立入を行うもので、業務の適正な運営を確保することにより、違反建築物の防止及び建築物の質の向上を図ることを目的に、5年に1回程度の頻度で、毎年度計画的に実施している。

なお、当該立入は行政指導を前提としたものではなく、特定の建築士事務所に対して特定の目的で行うものではないため、当該立入検査後の建築士事務所に対する指導

は行政処分には該当せず、公にされるものではない。

エ 不開示理由における「指導内容」について、建築士事務所への立入の結果、法適合状況が確認できなかった場合、当該建築士事務所に対し、その状況に応じて、口頭若しくは文書で指導助言を行うこととしており、また、違法状況の有無に関わらず、全般的な指導は必ず行っている。

さらに、県独自に作成している「建築士事務所立入指導調書」に、法適合の状況や不適合まではいかない軽微なもので、口頭指示した内容等も記載することとしており、これらを開示した場合、各自の解釈で不適切な判断を招かれる等、法人等の公正な事業運営を害するおそれがある。

オ 「別紙1」については、審査請求人から提出された「行政手続法に基づく行政指導の申出書」であるため、開示請求対象外として除外し、「別紙2」については、対象公文書クの一部である「建築士法に基づく懲戒処分の請求について」であるため、開示済みである。

なお、本件審査請求を受けて、審査請求人に対して説明を行うとともに情報提供した。

カ 一部開示決定通知書の「鹿児島県個人情報公開条例」の表記については、「鹿児島県情報公開条例」の誤りである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年2月17日	諮詢を受けた。
4月21日	実施機関から弁明書及び反論書の写しを受理した。
5月27日	諮詢の審議を行った。(事務局による事案の説明)
令和4年4月23日	諮詢の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
6月22日	諮詢の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は上記3(1)のとおりである。

実施機関は上記3(2)のとおり、本件対象公文書について、条例第7条第1号及び同条第2号に該当するとして一部開示したとしている。

審査請求人は上記2(2)のとおり、本件処分を一部取り消し、開示するように求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。

イ 対象公文書ウ及びオに対する一部開示の妥当性について

(ア) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第1号該当性について

対象公文書ウに記載されている「対応者氏名」及び対象公文書オに記載されている「氏名」については、実施機関は条例第7条第1号のただし書ア「法令の規定により公にされている情報」に該当するという審査請求人の主張を認容し、開示する意向を示している。

当審査会において、本件対象公文書を見分した結果、当該氏名については、商業登記法第10条第1項に基づく登記事項証明書の交付等及び建設業法第13条に基づく建設業許可に係る提出書類の閲覧により、公にされていることが認められる。

したがって、条例第7条第1号のただし書ア「法令の規定により公にされている情報」に該当するため、開示することが相当である。

ウ 対象公文書エに対する一部開示の妥当性について

(ア) 対象公文書エについて

対象公文書エは、建築士法第26条の2の規定に基づき、実施機関が建築士事務所に対して行った立入の際に使用した調書である。建築士事務所立入の際に法適合状況を確認するための資料として作成し、立入後は、建築士法に係る施行状況を国に報告する際の基礎資料等として使用している。

また、県独自の様式であり、立入において当該様式に直接書き込み、使用するものとしている。

(イ) 条例第7条第2号

条例第7条第2号は「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、

地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」として「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(ウ) 条例第7条第2号該当性について

対象公文書エの「調査結果」について、実施機関は、条例第7条第2号に該当するため不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない旨主張している。

審査会において、対象公文書エを見分した結果、「調査結果」には、立入当時の法適合の状況を選択式で確認するという、簡略化した方法を採用している。

そのため、仮に法令違反があった場合でも、その違反の程度や悪質性の度合い、事後の改善の有無等は記載されていないことから、単に調査結果のみが公にされると、軽微な法令違反や既に改善されている事例であっても、あたかも重大な法令違反の状態が継続しているかのような憶測や誤解を生じさせるおそれがある。

法人が事業を営むに際して、顧客、取引先からの信用や世間における評判は重要なものであり、建築士事務所もこれらに基づいて競争上の地位を得ているため、当該情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

また、審査請求人は、当該法人が対象公文書エを訴訟で有利な証拠として提出していることを理由に、当該法人の正当な「利益を害する」「蓋然性」は存在しない旨主張しているが、本県の情報公開制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。実施機関は、法令違反のない法人の調査結果を開示することにより、調査結果を開示された法人には何らかの法令違反があるものと推測されることを防ぐため、個別の記載内容に関わらず、全ての調査結果を開示しているものであり、審査請求人と当該法人の個別的事情は、実施機関の判断には影響しない。

なお、条例第7条第2号ただし書の規定により、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならないが、審査会において対象

公文書工を見分したところ、同号ただし書に該当する情報であるとまでは認められなかつた。

したがつて、条例第7条第2号アに該当し、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 裁量的開示について

(ア) 条例第9条

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第3号の情報を除く。）が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。これは開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、不開示情報の規定によ保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に開示することができるとするものである。

条例第9条の適用に当たつては、当該情報を不開示にすることにより保護される権利利益と開示することによる公益を比較検討して慎重に判断する必要があるが、同条は「公益上特に必要があると認めるとき」という規定振りからも、また不開示情報を開示することになるという処分の性質からも明らかなどおり、公益上の必要性の認定についての実施機関の要件裁量を認めるものである。

(イ) 条例第9条の該当性について

審査請求人は、行政庁の違法な法律運用の実態を調査するために「公益上の理由による裁量的開示」の必要性がある旨主張している。

しかしながら、上記イ及びウのとおり、本件請求内容に係る公文書は、条例第7条第2号アの不開示情報に該当するものと認められるところ、特定の法人に対する立入調査結果等を開示することに、開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要があるとは認められない。

このことから、条例第9条による裁量的開示を行わなかつた実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

オ その他の主張について

審査請求人は、「実施機関による建築士法の違法な解釈・運用等、及び本件審査請求に影響を与える新たな事情（〇〇による不法行為認定の訴訟判決確定及び当該派遣に対する県の対応方針等）の事実認否」についても主張しているが、開示請求制度とは別の問題であることから、当審査会では判断しない。

また、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よつて、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

- (1) 対象公文書ウ中、下から7行目の2文字目の情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第1号に該当すると認められるため、実施機関は、当該部分を不開示とする決定をすべきであったところ、原処分において既に開示されていることから、本件に限り、開示を維持するものである。
- (2) 審査請求人は、上記2(3)キ、コ及びサのとおり実施機関の対応の不備を主張しているほか、当審査会に対して意見書を提出しており、当該意見書には「審査会が審査請求人に対して、短い提出期限を設定し、反論書の提出を求めた」旨の事実と異なる記載があったことから、当審査会において、上記(1)の経緯と併せて実施機関に確認したところ、実施機関は、いずれの対応にも不備があったことを認めている。

このような実施機関の一連の対応は、開示請求者に対して、正確で丁寧な説明や必要な情報提供が欠けていたものであり、また、開示決定通知書における適用条例名の誤記や不開示情報の処理漏れがあったことは、開示請求者に対して、情報公開制度が不適正に運用されているとの疑念を抱かせる行為である。

実施機関においては、今後このようなことがないよう、条例の趣旨を十分理解した上で、慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。